電子的診療情報連携体制整備加算３に係る掲示

当院では電子的診療情報連携体制整備加算３について以下の通り対応を行っています。

・オンライン請求を行っています。
・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無償で交付しています。
・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
・医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和６年６月の診療報酬改正に伴い、電子的診療情報連携体制整備加算３を以下の通り算定します。
■初診時（月１回）・・・４点　　■再診時（月１回）・・・２点

電子カルテ情報、外部システムを通じた質の高い診療提供を目指しておりますのでご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和８年６月
医療法人仁栄会　所沢緑ヶ丘病院　院長